

## 太陽光発電設備等に係る固定資産税（償却資産）の課税について

太陽光発電設備は償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。

償却資産とは、製造や小売、農業などの事業を個人又は会社で営んでいる方が所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、備品などの事業用資産をいいます。下記の表①、②により課税の対象となる場合は、毎年1月末までに償却資産の所有状況を申告する必要があります。ただし、償却資産は、課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されませんが、その場合でも事業を営んでいる限り、償却資産の申告は毎年必要となります。

所有する太陽光発電設備が固定資産税（償却資産）の課税の対象となるかわからない場合や申告方法等について、ご不明な点がございましたら、税務課資産税係までお問い合わせください。

### ① 設置者及び発電規模別の課税区分

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量発電・自家消費発電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	家屋の屋根などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量又は余剰を売電される場合又は自家消費発電設備は事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電又は自家消費発電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電又は自家消費発電にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	

### ② 太陽光発電設備等に係る部分別評価区分

設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台(レール)	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
太陽光パネルを家屋の屋根材として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
太陽光パネルをカーポートや庭など、家屋以外の場所にも設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※ 家屋…固定資産税（家屋）に該当し、家屋の評価に含まれているため申告は不要。  
償却…固定資産税（償却資産）に該当し、申告が必要。

## 太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税標準の特例について

平成25年度から、固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

### ○ 平成25年度から平成28年度までの間に新たに取得した設備について

#### 1 対象となる設備

経済産業省による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10Kw未満）を除きます。

#### 2 取得時期

平成25年5月29日から平成28年3月31日までの間に新たに取得された設備

#### 3 適用期間及び内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格の3分の2の額（3分の1を減額）

#### 4 適用に当たり必要となる書類

- (1) 10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書写し（経済産業省発行）
- (2) 電気事業者と締結している「特定契約書」写し又は「電力受給契約のご案内」写し

#### 5 根拠法令

- (1) 地方税法附則第15条第33項
- (2) 地方税法施行規則附則第6条第58項

### ○ 平成28年度から平成29年度までの間に新たに取得した設備について

#### 1 対象となる設備

太陽光発電設備については、平成28年度の税制改正により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備が、特例適用の対象資産から除外されます。

特例の対象となる資産は、経済産業省の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金（一般社団法人環境創生イニシアチブが事業実施）の交付を受けて設置した固定価格買取制度の対象外である自家消費型発電設備に限られます。

## 2 取得時期

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された設備

## 3 適用期間及び内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格の3分の2の額（3分の1を減額）

## 4 適用に当たり必要となる書類

(1) 再生可能エネルギー事業支援者補助金の交付を受けていることがわかる書類

## 5 根拠法令

(1) 地方税法附則第15条第33項

(2) 地方税法施行規則附則第6条第58項

## 【その他】

(1) 太陽光発電設備用地の評価地目は、雑種地となります。登記地目に関わらず雑種地として評価することになります。

(2) 売電に係る収入については、事業収入として確定申告又は町県民税申告が必要となる場合があります。